

介護・福祉

介護サービス・介護保険

介護サービス

問 介護保険課 ☎ 0564-23-6682 📠 0564-23-6520

施設サービス		対象者	
		要介護 1～5	要介護 1・2
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)※1	在宅介護が困難な要介護者への入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練・健康管理・療養上の世話	○	
介護老人保健施設	病状が安定、在宅復帰のためのリハビリが必要な要介護者への介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話	○	
介護医療院	病状が安定期にあり、長期療養が必要な要介護者への療養上の管理・看護・介護・その他の世話、機能訓練、その他必要な医療	○	
在宅サービス			
訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーや介護福祉士などによる食事・入浴などの身の回りの世話	○	
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	移動入浴車などによる入浴の介助	○	○
訪問看護・介護予防訪問看護	看護師などによる療養上の世話や診療補助	○	○
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士などが心身の機能維持・回復のために行うリハビリテーション	○	○
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などによる療養上の管理・指導	○	○
通所介護(デイサービス)	定員 19 人以上の日帰りの介護事業所での食事、入浴の提供など、日常生活上の世話・機能訓練	○	
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設などでの心身の機能維持・回復に必要なリハビリテーション	○	○
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などへの短期間入所による日常生活上の世話など	○	○
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設や病院などへの短期間入所による日常生活上の世話など	○	○
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)などの入居者への入浴・排せつ・食事などの介護・その他日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話	○	○
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いすや特殊寝台(ベッド)などの貸与(軽度のかたは介護保険による利用ができない場合があります)	○	○

特定福祉用具販売・特定介護 予防福祉用具販売	貸与になじまない入浴や排せつなど、日常生活に必要な福祉用具の購入費の支給	○	○
住宅改修費	手すりの取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修費の支給	○	○
予防専門型訪問サービス	ホームヘルパーや介護福祉などによる身体介護、生活援助		○
生活支援型訪問サービス	日常の掃除、調理、洗い物・買い物支援など		○
困りごと支援型訪問サービス	電球の交換・家具の移動、草取りなど生活の困りごと支援		○
予防専門型通所サービス (デイサービス)※2	機能訓練、レクリエーション、入浴		○
短期集中型通所サービス	通所と訪問を組み合わせたりリハビリテーションを中心としたプログラムによる支援		○
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が連携し、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応	○	
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の日帰りの介護事業所での食事、入浴の提供など、日常生活上の世話・機能訓練	○	
認知症対応型通所介護・介護 予防認知症対応型通所介護	認知症対応型デイサービスセンターに通う認知症の要介護者などへの必要な日常生活上の世話、機能訓練	○	○
小規模多機能型居宅介護・介護 予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、訪問や泊まりを組み合わせた、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練	○	○
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス	○	
認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	共同生活を営む住居での認知症の要介護者に対する入浴・排せつ・食事などの介護・その他日常生活上の世話や機能訓練(要支援1のかたは利用できません)	○	要支援 2
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の有料老人ホームなどに入居しているかたへの排せつ・食事などの介護・その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話	○	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護※1	定員 29 人以下の介護老人福祉施設に入所しているかたへの排せつ・食事などの介護・その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話	○	

※1 原則、要介護3～5のかたのみ。要介護1・2のかたは特例入所要件あり。

※2 要支援2のかたと要支援1または事業対象者で利用が必要と判断されたかた。

介護保険の加入者

問 介護保険課

☎ 0564-23-6647 📠 0564-23-6520

◆ 第1号被保険者(65歳以上のかた)

〔保険給付〕 寝たきりや認知症など、日常生活で介護が必要なかたが受けることができます。

【保険料】 所得に応じて算定。年金から差引いたり、納付書で納めたりします。

◆ 第2号被保険者(40歳以上 65歳未満の医療保険に加入しているかた)

【保険給付】 初老期認知症や脳血管疾患など、指定の16種類の特定疾病により介護が必要となったかたが受けることができます。

【保険料】 加入している医療保険によって異なります。詳しくは加入している医療保険へお問合せを。

保険給付(介護サービス)を受けるには

問 介護保険課

☎ 0564-23-6683 ☎ 0564-23-6520

【手順1】 相談・申請

介護保険の要介護または要支援の認定をお持ちでないかた、もしくは認定をお持ちでもサービスを使っていないかたは、お近くの「地域包括支援センター」へ電話でご相談ください。すでにサービスを使っており、追加・変更等したいかたは、担当のケアマネージャーにご相談ください。いずれも、各申請(新規、変更、更新)をする場合は、説明が受けられます。

【手順2】 訪問調査

申請書受理後、調査員が自宅等を訪問し、本人の心身状態や日常生活での自立度を調査します。また、主治医(かかりつけ医)に意見書の提出を求めます。

【手順3】 判定

専門家で構成する「岡崎市介護認定審査会」で、調査結果と主治医の意見書をもとに要介護度を判定し、本人へ通知します。

高齢者への支援・サービス

各種支援サービス

◆ 介護予防・認知症予防教室.....

問 長寿課

☎ 0564-23-6837 ☎ 0564-23-6520

【内 容】

市内各所において運動、栄養改善、^{こうくう}口腔機能向上などの介護予防や認知症予防のための講座を開催しています。

◆ いきいきクラブ・ふれあい健康クラブ.....

問 長寿課

☎ 0564-23-6837 ☎ 0564-23-6520

地域の活動として、学区市民ホームなどで体操や認知症予防のレクリエーションを実施しています。(65歳以上対象)

◆ 岡崎ごまんぞく体操

問 長寿課

☎ 0564-23-6837 ☎ 0564-23-6520

【内 容】

おもりを使った6種類の筋力体操です。体操を始めたいグル



ープの立ち上げも支援しています。

【申込み】

長寿課または地域包括支援センターへ。

◆ 敬老祝金品の贈呈

問 長寿課

☎ 0564-23-6149 ☎ 0564-23-6520

【内 容】

9月1日現在の市内在住者で、当該年中に99歳以上になるかたに敬老祝金品を贈呈しています。

◆ 認知症高齢者等事前登録制度

問 長寿課

☎ 0564-23-6837 ☎ 0564-23-6520

【対 象】

行方不明になる恐れのある認知症高齢者のかたなど

【内 容】

事前に登録していただくことにより、地域での見守りや緊急時の捜索に活用します。

◆ 岡崎おかえりメール

問 長寿課

☎ 0564-23-6837 ☎ 0564-23-6520

【内 容】

1人で外出して行方不明になった認知症高齢者のかたなどをできるだけ早く発見するため、見守り協力員に行方不明情報を配信します。



◆ シルバー人材センター

☎ 0564-47-7380 ☎ 0564-47-7385

高齢者の雇用促進、生きがいづくりを目的に各種事業を行っています。働きたいかた、仕事を頼みたいかたは電話で問い合わせを。

【場 所】

社会福祉センター2階(美合町字五本松 68-12)

在宅福祉サービス

問 長寿課

☎ 0564-23-6147 ☎ 0564-23-6520

◆ 家族介護用品購入助成券(おむつ券)

【対 象】

自宅で介護を受けている40歳以上の常時おむつが必要な要介護3・4・5のかたで、市民税非課税のかた

【助成額】

月2,700円分(指定店で紙おむつを購入できる券を交付)
購入金額3,000円ごとに1枚使用可能。自己負担は1枚ごとに300円以上。

◆ 訪問理容サービス助成券

【対 象】

自宅で介護を受けている65才以上の要介護4・5のかたで、市民税非課税のかた

【助成額】

1回2,000円(年6回)

理容料金は各店舗へ問い合わせを。
2,000 円を超える分は本人負担。

◆ ふれあいデイサービス

- 【対 象】 65 歳以上の介護保険対象外のかた(額田地域のみ)
 【内 容】 ふれあいデイサービスセンター(檜山町)が月3回まで利用できます。
 【利用料】 本人負担額 300 円/回
 昼 食 代 500 円/回

◆ ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置の設置(貸与)

- 【対 象】 既往症により緊急な救護が必要なときに、自力では救援要請が困難と想定される65歳以上のひとり暮らしのかた
 【内 容】 緊急時に専門事業者(コールセンター)へ連絡が入る通報装置を自宅の電話に設置します。

◆ ひとり暮らし高齢者見守り配食サービス

- 【対 象】 75 歳以上で一人暮らしのかた(非課税要件あり)。詳しくは長寿課へお問い合わせを。
 【内 容】 指定業者が自宅へ昼食か夕食のいずれか(旧額田地域は夕食)を配達し安否を確認します。
 【負担金】 350 円/食

地域包括支援センター(市内 20 カ所)

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・保健・医療などの面から総合的に支える総合窓口です。ケアマネージャー、保健師、社会福祉士がそれぞれの専門性を生かし、介護予防事業の紹介やケアプラン作成、福祉サービス・介護に関する相談、成年後見制度の紹介、虐待予防・発見などを支援しています。地域ごとに担当の包括支援センターが決められています。家庭訪問も行っていますのでお気軽にご相談ください。初回の相談はいずれのセンターでも受け付けており、必要に応じて担当センターに引き継ぎます。

地域	名称	場所	電話・FAX	担当小学校区
			市外局番 0564	
本庁	中央地域福祉センター	梅園町寺裏5-1	☎25-3199 ☎25-7713	梅園
	ひな	日名南町20-3	☎65-8555 ☎66-0732	広幡 井田
	岡崎東	洞町字向山16-2	☎84-5003 ☎84-5037	根石 男川 生平 秦梨
	真福	真福寺町神田100-1	☎66-2667 ☎66-2677	常盤南 常盤東 常盤
	社会福祉協議会	康生通南3-56	☎23-1105 ☎23-7820	愛宕
	竜美	竜美西1-9-1	☎55-0751 ☎71-7452	三島 竜美丘
	さくらの里	中岡崎町12-9	☎22-3030 ☎22-2700	六名 連尺
岡崎	なのはな苑	福岡町四反田26	☎57-8087 ☎57-8099	岡崎 福岡

	スクエアガーデン	羽根町字中田34	☎57-1133 ☎57-0133	羽根 城南
	ふじ	美合町字下長根2-1	☎55-0192 ☎55-6598	上地 小豆坂
大平	高年者センター岡崎	美合町字下長根2-1	☎55-8399 ☎55-0105	美合 緑丘
岩津	北部地域福祉センター	岩津町西坂54-1	☎45-1699 ☎45-8791	恵田 奥殿 細川 岩津
	さくら	堂前町2-2-18	☎73-3377 ☎73-3339	大樹寺 大門
矢作	やはぎ苑	上佐々木町字大官49	☎34-2345 ☎47-7039	矢作南
	西部地域福祉センター	宇頭町字小藪70-1	☎32-0199 ☎34-3212	矢作東 矢作西
	はしめ	橋目町字恵香18-1	☎33-5610 ☎33-5605	矢作北 北野
六ツ美	南部地域福祉センター	下青野町字天神78	☎43-6299 ☎43-6781	六ツ美北部 六ツ美西 部
	むつみ	合歓木町字上郷間337-1	☎57-6288 ☎43-0201	六ツ美中部 六ツ美南部
東部	東部地域福祉センター	山綱町字中柴1	☎48-8099 ☎48-8096	竜谷 藤川 山中 本 宿
額田	額田	檜山町字山ノ神21-1 (額田センター内)	☎82-3129 ☎82-3139	豊富 夏山 宮崎 形 埜 下山

※担当センターが分からないときはふくし相談課(☎0564-23-6986 ☎0564-23-7987)へお問い合わせを。

障がい者サービス

各種手当・助成

問 障がい福祉課

☎0564-23-6154 ☎0564-25-7650

◆ 障がい者手帳

様々な福祉サービスを受ける際に必要です。

◆ 心身障がい者福祉扶助料

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたに支給。所得・年齢制限あり。施設措置入居者は除く。

◆ 特別障がい者手当

20歳以上で、日常生活に常時特別な介護が必要な重度障がい者に支給。所得制限あり。入院中のかた(3ヵ月以上)及び施設入所者は除く。

◆ 障がい児福祉手当

20歳未満で、身体障がい者手帳1級・2級の一部、療育手帳A判定の一部(IQ20以下)及び同程度の重度障がい児(診断書の添付が必要)に支給。所得制限あり。障がい基礎年金受給者、施設入居者は除く。

◆ 在宅重度障がい者手当

身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳IQ35以下、身体障がい者手帳3級と療育手帳IQ50以

下の合併障がい者に支給。所得・年齢制限あり。

特別障がい者手当または障がい児福祉手当の受給者、入院中のかた(3 ヶ月以上)及び施設入所者は除く。

◆ 心身障がい者扶養共済制度

心身障がい者(児)を扶養している保護者が一定の掛け金を支払い、保護者が死亡した場合に障がい者に毎月年金を支給する制度。障がい者(児)が先に死亡した場合は加入期間に応じた一時金を支給。

◆ 特別児童扶養手当

心身に中度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を養育しているかたに支給。所得制限あり。障がい年金受給児童、施設入所児童は除く。

◆ 障がい者タクシー料金助成

1～3 級の身体障がい者手帳、A・B 判定の療育手帳、1・2 級の精神障害者保険福祉手帳をお持ちのかたに助成券を交付。

◆ 障がい福祉サービス

身体障がい者手帳または療育手帳をお持ちのかた、精神障がいがあると判断されたかた(精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)の認定、診断書のいずれかが必要になります)、国が定める難病のあるかたは、必要に応じてホームヘルプや施設通所などのサービスを利用できます。

◆ 児童通所支援サービス

18 歳未満で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちのかた、療育、訓練の必要性を医療機関などの専門機関にて認められたかた、国が定める難病のあるかたは、必要に応じて施設通所サービスを利用できます。

医療助成

問 医療助成室

☎ 0564-23-6148 📠 0564-27-1160

◆ 心身障がい者医療費助成

身体障がい者手帳の1～3級、腎臓4級、進行性筋萎縮症4～6級、療育手帳AまたはB判定(IQ 50 以下のかた)、自閉症状群と診断されているかたの保険診療による医療費の一部負担金を助成します。

◆ 精神障がい者医療費助成

精神障害者保健福祉手帳の1～3級の一部(障がい厚生年金 3 級 13 号と同程度以上)のかたで自立支援医療(精神通院)の認定を受けているかた(入院中を除く)の保険診療による医療費の一部負担金を助成します。

障がい者相談支援事業所

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、相談に応じ、必要な援助を

します。

事業所名	場所	電話・FAX 市外局番 0564	担当地域(小学校区)
岡崎市社会福祉協議会 指定相談支援事業所	美合町五本松68-12 社会福祉センター3階	☎47-8750 ☎47-8753	羽根 小豆坂 城南 岡崎 福岡 上地 緑 丘 美合
NPO 法人岡崎自立生活 センターぴあはうす	伝馬通5-47	☎26-5080 ☎27-4070	梅園 広幡 連尺 六 名 三島 竜美丘
生活支援センター山中	舞木町小井沢4-1	☎48-1955 ☎48-2023	生平 秦梨 竜谷 藤 川 山中 本宿 豊富 夏山 宮崎 形埜 下 山
福祉の村 相談支援事業所	欠町字清水田6-3 (友愛の家内)	☎83-5601 ☎47-8989	井田 常盤南 常盤 東 常盤 恵田 大門 奥殿 細川 男川 根 石
	土井町字南赤部内9 (こども発達支援センター むつみ内)	☎73-0872 ☎73-0878	六ツ美中部 六ツ美 北部 六ツ美西部 六ツ美南部
ぱぷりか	明大寺町字馬場東156-1 2階	☎79-6363 ☎052-880-2012	矢作西 矢作南 矢 作東 矢作北 北野
相談支援事業所げんき	井ノ口町字河原西33	☎24-8678 ☎24-8678	大樹寺 岩津 愛宕